

## 7月1日より家財保険をリニューアル 「生活安心総合保険2」を販売開始！

ジック少額短期保険株式会社（千葉県東金市、代表取締役：菅沼敏和、関東財務局長（少額短期保険）第30号、以下当社）は、家財保険をリニューアルし生活安心総合保険2として7月1日より販売を開始いたしますのでお知らせします。

生活安心総合保険2は、近年多発している台風や集中豪雨などによる風水災に対する補償を一層充実させた家財保険です。また社会問題ともなっている孤立死に対する補償を従来の家財保険よりも更に手厚い補償内容へと一新しています。具体的な特徴は以下のとおりです。

（1）風水災による損害に対して保険金額を大幅にUPしました。

一般的な少額短期保険の家財保険商品では、風災や水災の保険金額は家財保険金額の10～30%程度に減額設定されたものや、損害額が一定金額以上でないと補償されない商品があります。生活安心総合保険2は、風災や水災の保険金額を、家財保険金額と同額に上げました。これにより、洪水で賃貸住宅が水没し家財が全損になった場合は、家財保険金額と同額の保険金を受け取ることができ、被災者の生活再建に役立てることが可能となりました。更に、生活安心総合保険2は、風災や水災での免責金額等の設定はなく、また「床上浸水」を保険金の支払要件としていないため、風災や水災で家財に損害が生じた場合は、損害額の多少に関わらず再調達価額で補償されます。

地球温暖化の影響等により、年々、風災や水災などの自然災害が巨大化、広域化しております。当社は、少額短期保険業者として「お客さまに安心をお届けする」ために、風水災による損害への補償を更に充実させました。

（2）孤立死原状回復費用の保険金額を増額し、新たに遺品整理費用を開発しました。

これまで当社は、賃貸住宅内で入居者が死亡した際の原状回復費用を、孤立死原状回復費用保険金で補償しておりました。しかし、病院など賃貸住宅とは異なる場所で入居者が死亡した場合は孤立死原状回復費用保険では補償されませんでした。

生活安心総合保険2では、①孤立死原状回復費用の保険金額を50万円から100万円へ引上げ、②賃貸住宅以外で死亡された入居者の遺品整理費用を新設し、賃貸住宅内に残置された遺品の整理費用として50万円まで補償する内容へ改定いたしました。

また当社は、従来、孤立死原状回復費用は任意の特約として販売しておりましたが、孤立死に対する補償ニーズの高まりを踏まえ、生活安心総合保険2では、基本補償として全ての契約に孤立死原状回復費用と遺品整理費用を付帯しております。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策として急増する宅配便に配慮し補償を拡大しました。

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、インターネット通販を利用するユーザーが急増しています。また、近年、「宅配BOX」を設置しているマンション、アパートが増えています。当社は、新型コロナウイルス感染症対策としての「新しい生活様式」において、インターネット通販を利用するユーザーに更なる安心を提供するため、生活安心総合保険2では「宅配BOX」からの盗難事故を補償するように改定いたしました。

このように生活安心総合保険2は、台風等の自然災害への備えを強化し、社会問題化している孤立死への補償を充実させ、更には「新しい生活様式」にマッチした補償内容へと改定した家財保険となりました。

当社は、引き続き、お客さまが求める補償とは何かを真剣に検討し、商品開発を行って参ります。

生活安心総合保険2へのお問い合わせ先

ジック少額短期保険株式会社 (東金本店) 千葉県東金市東岩崎 15 番地 6

TEL 0475-50-2240 FAX 0475-50-2241